令和９年度佐倉市英語指導助手（ALT）の新規募集について

佐倉市英語指導助手（ALT）求人募集

項　目	募集概要
必要な資格	・英語を母語、または公用語とする国の出身で、英語圏のネイティブスピーカーと同等の英語力を有している方 ・日常会話程度以上（授業の打ち合わせができる等）の日本語ができる方 ・車で通勤できる方 ・こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪の前科がない方
必要な経験	小・中学校で英語を教えた経験がある方
勤務内容	・佐倉市立小・中学校で英語及び外国語活動の指導を補助する ・国際理解教育の推進を補助する
勤務地	・佐倉市立小・中学校
勤務時間	・週当たり５日間勤務を原則とする ・１日に５時間４５分勤務 ※夏季休業中はスピーチ指導（中学校)、小学生への英語指導等を行う
賃金	時給３，３３０円（予定）
雇用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで（１年間任用）
期末勤勉手当	あり
通勤手当	当市規定額
加入保険	労災、雇用、健保・年金
提出書類	履歴書（写真付)、在留カード（写し)、資格証明等（写し） 運転免許証（写し)、誓約書（次頁をプリントアウトし署名の上提出） ※履歴書に連絡先の電話番号及びメールアドレス（連絡・通知用）の記入をお願いします
提出課題	学習内容の定着を図る手立てについて、取り組んでいること、また、これから取り組みたいことを、Ａ４用紙１枚程度にまとめる。 ※英語、日本語どちらでも可
提出方法	郵送または持参 ※電子メールに添付する形での提出は不可
提出先	佐倉市教育委員会　指導課
提出先住所	２８５－８５０１　千葉県佐倉市海隣寺町９７番地
申込期間	令和８年１１月９日（月）～令和８年１２月９日（水）まで【必着】
選考方法	書類選考と面接（英語と日本語)、模擬授業（３分間程） ※模擬授業の詳細は応募者に追って連絡
選考結果	応募者全員に郵送で通知
問い合わせ	佐倉市教育委員会　指導課　担当：御堂（みどう）
備考	面接日は令和８年１２月２２日（火）に佐倉市役所にて実施の予定 詳細は申込締切後、応募者に連絡

こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪の前科に関する確認について

Regarding the Verification of Convictions for Specified Sexual Offenses under the Child Sexual Abuse Prevention Act

あなたが採用を希望する職種は、令和８年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

The position for which you are applying requires a criminal record check to verify whether you have any convictions for specified sexual offenses, in accordance with the Act on Measures by School Establishers and Private Educational and Childcare Service Providers for the Prevention of Sexual Violence Against Children (Act No. 69 of 2024), which is scheduled to come into effect on December 25, 2026 (hereinafter referred to as the "Child Sexual Abuse Prevention Act").

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の１つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。このため、あらかじめ採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

If you have a conviction for a specified sexual offense (i.e., if you are a person with a record of a specified sexual offense), the Child Sexual Abuse Prevention Act requires us to take measures such as not assigning you to duties covered by the Act. Therefore, one of the conditions for employment is that applicants have no convictions for specified sexual offenses. Accordingly, we will verify whether applicants have any such convictions as part of the recruitment and selection process.

誓　約　書　／　Declaration

私は、佐倉市教育委員会の採用選考に際し、以下の事項を誓約いたします。

I hereby pledge the following in connection with my application for employment with the Sakura City Board of Education.

１．私は、裏面記載の令和８年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではありません。

I am not a person who has committed a specified sexual offense as defined in Article 2, Paragraph 8 of the Act on Measures by School Establishers and Private Educational and Childcare Service Providers for the Prevention of Sexual Violence Against Children (Act No. 69 of 2024), which is scheduled to come into effect on December 25, 2026, as described on the reverse side of this document.

２．採用選考の過程で提出する書類及び申告する内容はすべて事実であり、事実と異なる申告は一切いたしません。

All documents that I submit and all information that I provide during the recruitment and selection process are true and accurate, and I will not make any false statements or misrepresentations.

３．誓約後に特定性犯罪事実該当者に該当することとなった場合は、速やかに報告いたします。

If, after making this declaration, I become subject to a specified sexual offense record as defined under the Act, I will promptly report it to the Sakura City Board of Education.

＿＿＿＿＿＿ ， ＿＿＿＿＿＿ ， 2026　　(Signature)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

MONTH　　DAY

※ 採用条件の一つとして特定性犯罪の前科がないことを求めているため、上記１及び２について虚偽の申告（重要な経歴の詐称）及び犯罪事実確認に必要な手続等に対応しない場合には、合格取消その他の処分の対象となることがあります。

As having no convictions for specified sexual offenses is a condition of employment, any false declaration regarding Items 1 or 2 above (including the misrepresentation of important personal history), or failure to comply with the procedures required for the criminal record check, may result in the withdrawal of a job offer or other appropriate disciplinary action.

（裏面）参照条文 / Referenced Provisions

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第 69 号）（抄）

（定義）
第二条（略）
7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
三 児童福祉法第六十条第一項の罪
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの
附 則
（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）
第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。
一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。
（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）
第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。